

3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び

その地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ア 計画の目標年次は、平成29年とし、基準年次は平成16年とする。
- イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ176万人、およそ68万世帯と想定する。（平成17年国勢調査結果から熊本県試算）
- ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。
- エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等を考慮して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。
- オ 県土の利用の基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。
- カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:100ha、%)

区分	平成16年	平成29年	構成比	
			16年	29年
農用地	1,290.9	1,190.6	17.4	16.1
農地	1,212.0	1,111.7	16.3	15.0
採草放牧地	78.9	78.9	1.1	1.1
森林	4,647.5	4,624.0	62.7	62.3
原野	4.6	4.6	0.1	0.1
水面・河川・水路	194.7	196.8	2.6	2.7
道路	278.7	311.4	3.8	4.2
宅地	352.5	370.4	4.8	5.0
住宅地	226.2	240.4	3.1	3.3
工業用地	22.6	23.5	0.3	0.3
その他の宅地	103.7	106.5	1.4	1.4
その他	635.7	710.5	8.6	9.6
合計	7,404.6	7,408.3	100.0	100.0
市街地	147.5	149.4	—	—

(注) (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年欄の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性をいかしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効活用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分は、表2のとおりとする。

表2

地域区分	区分ごとの内訳
県北・県央地域	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡の区域
県南・天草地域	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、八代郡、葦北郡、球磨郡及び天草郡の区域

(県北・県央地域)

平地部にあっては、都市再開発や都市圏交通の整備・充実を図るとともに、優れた条件をいかした農業の展開、環境にやさしい企業等の育成・誘致等を進めるなど、計画的な土地利用を進める必要がある。

また、山間部にあっては、高地という気候的特性と阿蘇地域の広大な草原をいかした観光業や農林業の振興を図るとともに、幹線道路の整備、豊かな自然や貴重な動植物の生態系、優れた景観等の観光資源をいかし、自然と親しむ魅力を前面に打ち出したグリーンツーリズム等による地域づくりを展開するなど調和のある土地利用を進める必要がある。

あわせて、九州新幹線、空港、港湾、道路などの県境を越えた広域・高速交通網の整備を図り地域全体の活性化を推進する。

加えて、地下水かん養域の減少により、本県の特長である豊富な地下水が減少傾向にあるため、かん養機能を持つ農用地や森林等を多様な主体により保全・管理することや、節水の取組を進めていく必要がある。

同様に、きれいで安全な地下水を確保するために、水質汚染の防止策や水質保全活動の促進等対策を講じる必要がある。

特に、熊本市及び周辺13市町村は一つの地下水盆を共有する地域であり、生活用水のほぼ100%を地下水で賄っている全国でもまれな地域である。住宅地、工業用地等の確保に当たっては、雨水浸透施設の設置等により、失われる地下水かん養機能を補完する取組を併せて行う必要がある。

(県南・天草地域)

都市においてはそれぞれの地域における中心都市としての機能の充実を図るとともに、農山漁村においては定住性向上のための生活基盤の整備を進める必要がある。

また、九州新幹線などの高速交通網の整備によって隣・近県を視野に入れた広域交流性の増大や、港湾の整備によって海上輸送物流機能の充実を目指すとともに、農林水産業ばかりでなく工業・観光の振興にも努め、地域全体の活性化を図りながら土地利用を行う必要がある。

特に、天草地域にあっては、活力ある地域づくりのために、熊本天草幹線道路の整備等により広域交流を図り、豊かな海洋資源、美しい景観、歴史的・文化的に優れた観光資源をいかしたブルーツーリズム等による地域づくりと地域整備を進めるなどして、陸・海・空一体となった土地利用を図る必要がある。

さらに、県南地域においては大規模な植林未済地が発生しているため、県民・企業・行政一体となって対策を推進していく必要がある。

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分および利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。

エ 平成29年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別概要は、次のとおりである。

(ア) 農用地については、県北・県央地域では、住宅地・工業用地等他地目への転換により減少し90,770ha程度、県南・天草地域では、道路、住宅等他地目への転換により減少し28,290ha程度となる。

- (イ) 森林については、両地域ともに宅地・道路等への転換により微減し、それぞれ 195,180 h a 程度、267,220 h a 程度となる。
- (ウ) 原野については、両地域ともほぼ現状並みで、それぞれ 410 h a 程度、50 h a 程度となる。
- (エ) 水面・河川・水路については、両地域ともに川・水路の整備により増加し、それぞれ 12,200 h a 程度、7,480 h a 程度となる。
- (オ) 道路については、両地域ともに一般道路や農林道の整備により増加し、それぞれ 19,400 h a 程度、11,740 h a 程度となる。
- (カ) 宅地のうち、住宅地については両地域とも増加し、県北・県央地域は、17,450 h a 程度、県南・天草地域では、6,590 h a 程度となる。
工業用地については、両地域とも増加し、県北・県央地域は、1,720 h a 程度、県南・天草地域では 630 h a 程度となる。
その他の宅地については、県北・県央地域では 7,980 h a 程度、県南・天草地域では 2,670 h a 程度となる。
- (キ) その他については、必要な用地について確保を図るために増加が見込まれ、県北・県央地域では 39,700 h a 程度、県南・天草地域では 31,350 h a 程度となる。
- (ク) 市街地の面積については、熊本市及びその周辺並びに各地域の中心都市の人口増加により、県北・県央地域では 11,540 h a、県南・天草地域では 3,400 h a 程度となる。
- (ケ) 上記利用区分別の規模の目標については、(1)のイで前提とした県内人口の動向及び今後の経済・社会の変動、施策の展開等により流動的な要素があることを留意しておく必要がある。